津和野町特別支援教育支援員配置要綱をここに公布する。

令和８年９月 30 日

津和野町教育委員会教育長　岩本　要二

教育委員会訓令第２号

津和野町特別支援教育支援員配置要綱

（趣旨）

第１条　この訓令は、津和野町立小学校、中学校（以下「学校」という。）に在籍する発達障がいを含む障がいのある児童生徒を支援するため、学級担任等の補助として特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（配置対象学校）

第２条　支援員を配置する学校は、次のいずれかに該当する学校とする。

(1)　医師の診断の有無に関わらず、発達障がい等を起因として学習面又は行動面で特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍しており、支援員を配置することにより当該児童生徒の学習面及び行動面の改善を図ることができる場合。

(2)　特別支援学級において、複数学年にわたり複数の児童生徒が在籍しており、支援員を配置することにより当該児童生徒の学習面及び行動面の改善を図ることができる場合。

(3)　身体機能面の介助を必要とする等、安全管理上常に支援を必要とする児童生徒が在籍する場合。

（職務）

第３条　支援員は、配置された学校の校長の指導及び監督の下、教頭、特別支援教育コーディネーター及び学級担任と連携を図り、次に掲げる職務に従事する。

(1)　基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助に関すること。

(2)　発達障がい等により特別な支援を必要とする児童生徒に対する学習支援に関すること。

(3)　学習活動、教室移動等における介助に関すること。

(4)　特別な支援を必要とする児童生徒の健康・安全確保に関すること。

(5)　運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助に関すること。

(6)　周囲の児童生徒の障がい理解促進に関すること。

２　支援員は、授業及び評価活動は行わないものとする。

（任用）

第４条　支援員は、次の各号に掲げる者のうちから、地方公務員法第二十二条の二に規定する会計年度任用職員として、町長が決定し任用する。

(1)　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第1項に規定する免許状及び教職経験を有する者

(2)　支援員の職務内容を理解し、職務の遂行能力があるとともに、積極的に取り組む意欲のある者

（配置）

第５条　津和野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別な支援を必要とする児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）からの配置申請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に支援員を置く。

２　教育委員会は、必要と認めるときは、支援員の配置先の学校を変更することができる。

（報酬等）

第６条　支援員の報酬、勤務日、勤務時間、休暇の取得については、津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第46号）によるものとする。

（配置の申請及び決定）

第７条　校長は、その所管する学級が第２条各号のいずれかに該当し、支援員の配置が必要であると判断した場合は、特別支援教育支援員配置申請書（様式第１号）により、配置を希望する前年度10月末までに教育委員会に申請するものとする。

２　教育委員会は前項に規定する申請があったときは、当該学校の運営状況及び当該児童生徒の状態を勘案し、支援員の配置を決定し、特別支援教育支援員配置決定通知書（様式第２号）により、校長に通知するものとする。配置の決定に当たって教育委員会は次に掲げる手続きを経なければならない。

(1)　学校訪問及び当該学級の授業参観

(2)　校長及び担任、特別支援教育コーディネーターとの協議

（活動実績報告）

第８条　支援員が配置された学校の校長は、３月末までに特別支援教育支援員活動実績報告（様式第３号）を教育長に提出しなければならない。

（指導等）

第９条　支援員が配置された学校の校長は、支援員に対して対象児童生徒の教育的

ニーズに応じた適切な支援に関する指導及び助言を行うよう努めるものとする。

２　教育委員会は、支援員が配置された学校に対して、当該年度中１回以上の学校訪問を実施し、支援員の適切な活用及び児童生徒への適切な支援に関する指導及び助言を行うものとする。

（研修等）

第10条　教育委員会は、支援の充実を図るため、支援員に対し、研修会を実施するものとする。

（個人情報の保護）

第11条　支援員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び　津和野町個人情報保護法施行条例（令和５年条例第１号）の規定を順守し、職務上知り得た児童生徒その他の関係者の個人情報を、校長の指示に従い、適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第12条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和８年10月１日より施行する。

様式第１号（第７条関係）

第　　号

年　月　日

津和野町教育委員会教育長　様

学校名

校長名

特別支援教育支援員配置申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

１　配置を希望する児童生徒の状況及び活用の方針

配置希望学級　　□通常の学級　　□特別支援学級（種別：　　）					
配置を希望する支援員の人数　　人					
No	学年	児童生徒氏名	通級	支援を必要とする状況 （通常の学級はチェックリスト添付）	支援員活用の方針

２　支援員との情報共有の方針

３　特別な支援を必要とする児童生徒に関わる校内体制の方針

（実態把握、校内委員会、基礎的環境整備、包摂的な授業づくり、等）

※通常の学級、特別支援学級の両方で申請する場合は、それぞれについて作成する。

※「１配置を希望する児童生徒の状況及び活用の方針」は必要に応じて欄を加除する。

※　通常の学級の場合は資料１チェックリストを添付すること。

様式第２号（第７条第２項関係）

津教委第　　号
年　　月　　日

津和野町立　　学校長　様

津和野町教育委員会
教育長

特別支援教育支援員配置決定通知書

年　月　日付で提出のあった特別支援教育支援員配置申請書について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分	配置可　・　配置不可
対象学級 配置人数	□通常の学級　　人 □特別支援学級（種別　　）　　人
配置期間	年　月　日　～　年　月　日
配置時間	
配置不可 理由	
備　考	

様式第３号（第８条関係）

津教委第　　号
年　　月　　日

津和野町教育委員会教育長　様

津和野町立　　学校
校長

特別支援教育支援員活動実績報告

このことについて、下記のとおり報告します。

１　支援員の活用内容及び児童生徒の状況の変化

配置学級　　□通常の学級　　□特別支援学級（種別：　　）				
配置支援員氏名　（　　）				
No	学年	児童生徒氏名	支援員活用の内容	状況の変化

２　支援員との情報共有

３　特別な支援を必要とする児童生徒に関わる校内体制に関する成果及び今後の課題

【成果】

【課題】

※様式第１号「特別支援教育支援員配置申請書」に記載した方針に沿って記入する。